

越前市宅地開発に伴う水道施設指導要綱

総則

宅地開発については越前市宅地開発指導要綱（平成17年越前市告示第139号）に基づき施工すると共に、開発区域内に水道施設を設置する場合はこの要綱による。

1 事前協議

- (1) 宅地開発を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、事前に水道課を通じて市長と協議しなければならない。
- (2) 前項の協議事項は、申請書の他、当該開発に係る位置図、計画平面図及び公共施設構造図の提出により行うものとする。

2 水道施設設置の基準

- (1) 水道施設については既設市上水道から受水すること。
- (2) 当該開発区域について想定される需要量に対し、支障なく供給できる構造及び能力を持った水道施設とすること。
- (3) 水道施設の設計及び施工は、水道施設設計指針・解説、越前市上水道管布設工事施工基準及び越前市給水装置工事仕様書等に基づき行うこと。
- (4) 消防水利の基準に基づき、防火対象物から規定の距離以内に消防水利を設置する協議が南越消防組合消防署長と成立していること。
- (5) 開発行為に係る工事費の全額並びに路面復旧費、洗管水量費及び事務費（路面復旧費を含む工事費の6%）は、申請者の負担とする。
- (6) 市上水道以外の水道施設を設置する場合は水道法（昭和32年法律第177号）、その他法令に基づく許認可を必要とする。

3 開発行為の承認（開発行為の施工同意）

申請者は、開発行為の施工同意について（様式第1号）を水道課に提出し、次の項目等について協議が成立していること。

(1) 水道施設

- ア 配水施設（配水池、ポンプ場、管位置、管種）
- イ 給水装置
- ウ 消火栓（南越消防組合消防署長と協議成立に伴う分）

(2) 施工方法

水道課で設計及び施工監督する。ただし、市長が許可同意した場合は申請者が直接施工することができる。

(3) 工事費の負担

当該開発行為に係る工事費の全額並びに路面復旧費、洗管水量費及び事務費は、申請者の負担とする。ただし、前号ただし書の規定により申請者が直接施工する場合は工事費にかかる事務費の徴収はしない。

(4) 国道、県道又は市道を横断又は縦断して配水管を布設する場合は道路占用許可条件により路面復旧費を予納すること。

(5) 完成後の水道施設

ア 施設の譲渡

給水装置を除く全ての施設は、水道課の検査合格後、無条件、無償で越前市へ譲渡すること。

イ 施設の維持管理

譲渡後の維持管理は、水道課で行う。維持管理上必要な行為は、保証すること。

4 着工

(1) 水道課が設計により算出した工事費、路面復旧費、洗管水量費及び事務費の概算額を予納後着工する。

(2) 概算額の予納については設計、契約、材料準備等、着工までの期間を考慮して予納すること。

(3) 水道課と充分協議し、水道施設の施工期間を工事工程表に計上すること。

(4) 予納金は工事完了後精算するものとする。

5 第3項第2号ただし書に基づき施工する場合は、次による。

(申請者の直接施工)

(1) 工事の申請

申請者は、次の事項について記載、添付した水道工事施工申請書（様式第2号）を水道課へ提出すること。

ア 位置図、計画平面図、公共施設構造図

イ 水道施設設置の基準に基づく水道施設の設計図書

ウ 施工業者（越前市指名競争入札参加資格者名簿（管工事）に登録している業者で受注実績のある越前市指定給水装置工事事業者に限る（給水装置工事は除く。）。）

(2) 水道施設及び給水装置工事の承認

申請書に基づき審査後、次の条件で施工承認する。

ア 申請図書に基づき施工すること。申請図書に変更が生じたとき及び実施方法については別途協議すること。

イ 水道課が算出した工事費、路面復旧費、洗管水量費及び事務費について、水道工事に伴う諸費用の請求について（様式第3号）により請求するので納入すること。

ウ 施工にあたっては関係官公署の申請許可等の手続を行い、埋設物については事前に調査を行い、事故発生を防止すること。

エ 当該工事に起因した事故について市水道課は一切責任を負わない、また第三者と紛議が生じた際は、申請者において解決すること。

オ 施工業者の工事に関する諸手続及び施工管理並びに検査等は、水道課発注請負工事と同様な取扱とすること。

カ 着工及び完成届並びにその他指示する書類は、水道課へ提出すること。

キ 水道課職員の立ち入り検査を常時保証すること。

ク 次の事項については水道課職員が立会検査を行う。

A 材料検査

B 水圧試験

ケ 工事完成後は、水道課の指示する関係完成図書を提出すること。

コ 給水装置を除く全ての施設は水道課の検査合格後、無条件、無償で越前市へ譲渡し、その後の維持管理は水道課で行うものとする。

サ 区画の変更がある場合は、区画数の増減に限らず、水道課と協議すること。

シ 区画の変更によって取出管が不要になった場合には、申請者の負担により分岐撤去すること。

ス 区画の変更によって配水管の供給能力を超える給水量を必要とする場合は、申請者の負担により増口径すること。

セ 土地売買等によって、対象土地所有者が変更される場合には、申請者は、新たな対象土地所有者に対して当該取出管の情報及び当該条件を説明すること。

ソ 2区画以上の区画を使用する場合、同一敷地内で同じ目的で使用される給水装置については、一つの給水装置とする原則に従い、取出管を一つだけ残し、残りの取出管は申請者の負担により分岐撤去すること。ただし、越前市水道事業給水条例（平成17年越前市条例第230号）に従い給水装置工事の申込を行い、将来使用の見込みがあると管理者が認めた場合は、この限りではない。

タ 施工した取出管が給水装置として使用開始されるまでの間に、折損・漏水及び出水不良等の問題が生じた場合には、申請者又は土地所有者がその修繕等に要する費用を負担しなければならない。

(3) 工事設計

水道施設の設計を水道課へ依頼する場合は、直圧給水方式の場合とし、設計管理費として設計額の2%を納入するものとする。

ただし、タンク式給水方式及び高度の技術を要する場合は別途協議するものとする。

6 水道施設の引継ぎ

工事完成後は、申請により水道課職員による完成引継検査を実施し、検査合格後の水道施設（給水装置を除く。）は水道施設譲渡承諾書（様式第4号）を提出し、無条件、無償で越前市へ譲渡すること。

ただし、譲渡するにあたっては施工業者への費用弁済完了後とする。

7 造成地内の水道管布設時期

(1) 傷害事故防止のため、他の業者と重機類の重複作業を避けて単独施工期間を設定すること。

(2) 布設後の水道管損傷防止のため、次の項目が達成された後でなければ着工しないこと。

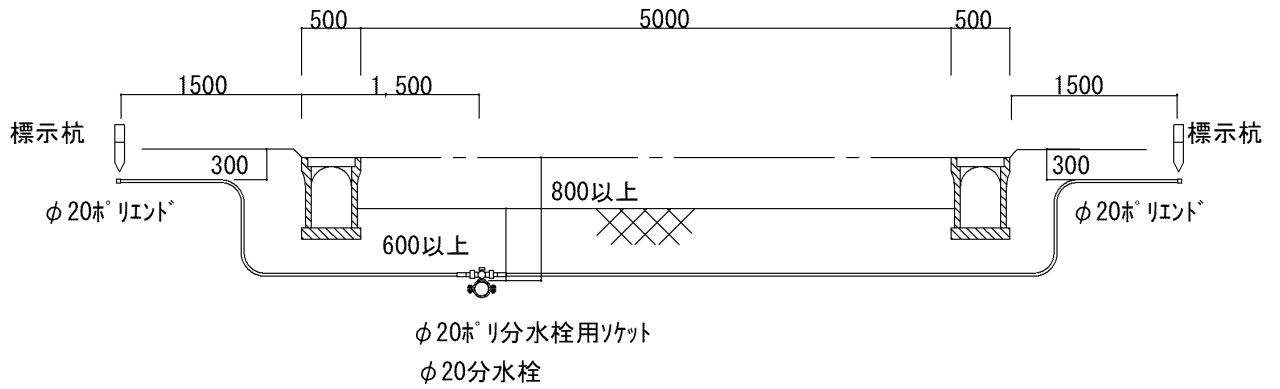
ア 道路の形態が完成し道路の位置が容易に確認できる構造物が完成していること。

イ 配水管布設後、管上600mm以上の土被りを確保すること。

(3) トラック、重機類の出入りが容易にできること。

8 造成地内水道管布設標準断面は次のとおりとする。

造成地内水道管布設標準断面図



附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。